

浅科小学校だより

賢 優 健

令和4年6月3日(金) NO.2

佐久市立浅科小学校  
(文責 校長 熊井恵子)

保護者の皆様には、日々の新型コロナウイルス感染防止やお子さまの健康で安全な生活へのご配慮等、誠にありがとうございます。

さて、現在、長野県では感染状況が落ち着き、ワクチン接種も少しずつ進んでいます。佐久県域も感染警戒レベル2となりましたが、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

学校はこれまでと同様、最大限の感染防止対策をする中で、安心・安全に配慮しながら、子どもたちの学びや活動を可能な限り保障していきたいと思っております。第1回のクラブ活動は、予定通り6月2日に実施することができました。6月17日の音楽会は、低学年・高学年の2部制で実施します。先日配布した音楽会の通知をよくご覧いただき、ご参加ください。6月の高学年参観日、7月の低学年参観日は、分散参観で実施します。後日配布の通知をご覧ください。7月に予定されている5年キャンプは、宿泊体験学習として実施する予定です。

感染状況は、落ち着いてきていますが、今後の状況によっては、延期や中止となる場合があります。そのような状況になっても、感染された方や濃厚接触者、接触者となられた方への誹謗・中傷は絶対にあってはなりません。支え合い励まし合う浅科小学校を共につくっていきましょう。

## 【音楽会の練習が、始まりました】

来週からいよいよ音楽会特別時間割が始まり、ステージでの練習がスタートします。校長室の窓を開けると、2階の音楽室から様々な楽器の音が聞こえてきます。先週までバラバラだった音が、今週に入ってから徐々に曲になってきています。練習場所を分ける、換気をする、授業後に消毒をする等感染防止対策を徹底した中で、工夫して練習を進めています。また、鍵盤ハーモニカは、飛沫が多い楽器のため使用を控えてきましたが、先日、PTA 会計で購入させていただいた「ミニキーボード」のおかげで、鍵盤楽器の学習をすることが容易になりました。音楽会でも使用させていただきます。

## 【PTA 作業 ありがとうございます】

5月28日(土) PTA 作業が行われました。PTA 会長の岳藤さんからは「今年度、保護者の方が集まるのは初めてです。PTA 作業ががんばりましょう。」とお声をいただきました。青空の下、すがすがしい空気の中で1時間という短い時間でしたが、学校環境をきれいに整えていただきました。厚生部の皆様には、丁寧に準備を進めていただきました。整えていただいた環境は、子どもたちにとって、より良い範となり、美しさを継続しようとする意識を持たせることにつながります。ありがとうございました。



## 【水泳学習の準備です】



5年生と6年生がプール清掃をしてくれました。たまっていた水を抜くと昨年の夏からの汚れがたくさんありました。安全に気をつけて作業を進めていくと、少しずつきれいな水色の底が見えてきました。休み時間にのぞいた低学年の人が「うわっ、汚れてるけど(文句言わずに掃除をしていて)すごい!」と思わずつぶやきました。水泳学習が気持ちよく始められるように力を貸してくれた5・6年生のみなさんに感謝です。

## 【校長講話(6/1)より ～食品ロスのお話】

今年初の全校集会、静かにお話を聞くことができました↓

学校が始まって2ヶ月がたちました。全校で集まるのは初めてですね。初めてにもかかわらず、落ち着いて静かに入場できたことは、素晴らしいことだと思います。

今日のテーマは「食品ロス」です。「食品ロス」とは何でしょう？それは「まだ食べられるのに捨ててしまう食べ物」のことです。日本全体では、1日に約2万トンもの食べ物が、捨てられているそうです。これは、学校のプール約40杯分です。校長先生は、その大量な食品ロスをどうやって処分するのかな？とそちらも気になります。では、どんな食品ロスがあるのか見ていきましょう。

一つ目は、「食べ残し」です。月曜日の給食の食べ残しを見せてもらいました。少なくてびっくりしました。調理員さん達も「浅科小は食べ残しが少なくてうれしい」と言っています。人によって食べる量が違いますし、食べることができないものがあったり調子が悪くなかったりすることもあるので、無理する必要はありませんが、この調子で、自分で考えてできるだけ残さず食べましょう。また、外食での食べ残しもたくさんあるそうです。レストランに行くとメニューを見ると、どれもおいしそうに見えてたくさん注文してしまうことはありませんか？校長先生もお腹がいっぱいで食べきれずに残してしまっただけです。

二つ目は「賞味期限切れ」になった物をそのまま捨ててしまうことです。校長先生も家の冷蔵庫で発見しました。賞味期限は2022年の5月27日です。見つけたのは5月28日です。賞味期限切れのカニカマです。「食べるか・捨てるか」迷いますよね。そこで、ちょっと調べてみました。食品には「賞味期限」と「消費期限」があるということがわかりました。賞味期限は、食品をおいしく食べられる期間です。期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。もちろん、においや見た目がおかしいぞと思ったら食べない方がいいです。大人の人に判断してもらいましょう。消費期限は「その食品を安全に食べることができる期間」なので、期限が過ぎたものは食べません。

三つ目は「余分にすてる」です。料理の時に、野菜の皮を厚くむいたり端っこを取り過ぎたりすることがあります。この写真の野菜の皮や端っこ（にんじん・大根・きゅうり・かぼちゃ・キャベツとレタスの周りのかたい部分）は、いつもなら捨ててしまいますが、「何とか工夫して食べられないかな」と考えました。先ほどの賞味期限切れのカニカマも使って、捨てようと思った材料で料理に挑戦しました。

大根と人参の皮きんぴら・賞味期限切れのカニカマとしおれたキュウリの端っこの油炒め、かぼちゃの皮の大学芋（大学かぼちゃ？）・キャベツとレタスと人参のかき玉汁・ミカンジャムヨーグルト・そしてご飯の上に乗っているのは、お茶っ葉の佃煮です。「捨てたらゴミになってしまう物が、工夫して食べたら栄養になるってすごいな」と感動しました。

今回、食品ロスについて勉強していくうちに、食べ物を無駄にしないためにどうすればいいかなと考えるようになりました。大事なことは「自分にできることを考える」ことだと思います。みなさんも、毎日の食事の中で、無理せず自分にできることを考えてみてください。



### お知らせとお願い

#### 1 児童による学校施設の器物損壊に係る費用弁済について

佐久市では、児童が校内の窓ガラスやドアなど公共物を故意または故意に近い状況で損壊した場合、下記のように弁済を求めることが定められていますので、お知らせします。

- (1) 客観的で正確な事実把握に基づき、損壊行為を「故意によるもの」「重大な過失（故意に近いもの）」「不可抗力によるもの」に区分し、区分に応じた弁済を求める。
- (2) 行為区分ごとの弁済請求率の目安は次のとおりとし、これを基準に各学校で定めるものとする。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	「故意によるもの」	100%
2	「重大な過失（故意に近いもの）」	50%
3	「不可抗力によるもの」	0%

浅科小学校では、発生事実に基づき児童の発達段階や教育効果などを踏まえ総合的に判断し、上記の基準により弁済のお願いをさせていただいております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

#### 2 夏休みのプール開放の中止について

例年2・3年生保護者の皆様に夏休みのプール当番をお願いしています。プールを開放するためには、当番の保護者の皆様にも救命救急講習を受けていただく必要があります。本年度は7月8日の低学年参観日で行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、実施は難しいと判断しました。また、密にならない更衣室の確保、行き帰りの熱中症対策等、子どもたちの安全に関わる課題があり実施が困難な状況です。今年度だけでなく来年度以降の夏休み中のプール開放についても、慎重に検討していく予定です。